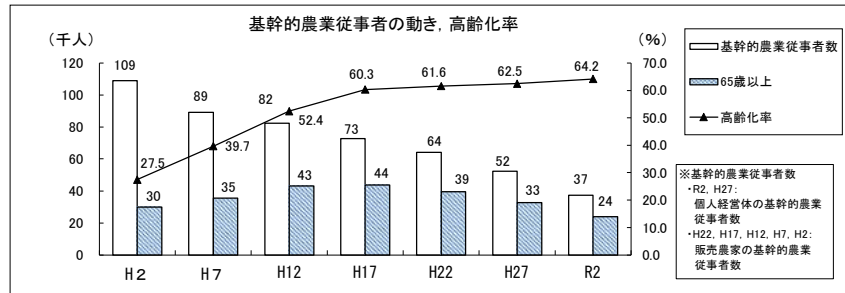
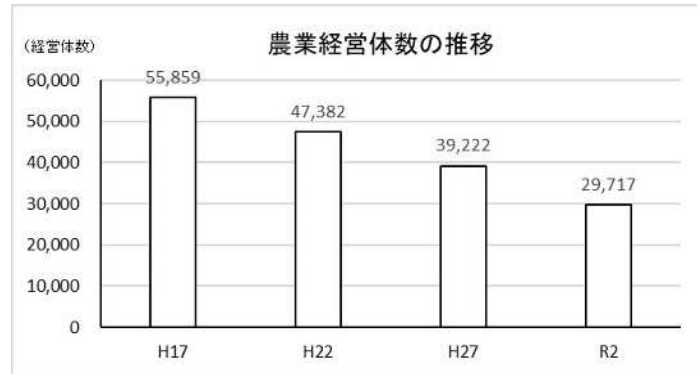


変更後	変更前	変更の内容																			
<table border="1" data-bbox="685 280 936 576"> <tr><td>平成6年3月策定</td></tr> <tr><td>平成12年3月策定</td></tr> <tr><td>平成17年10月変更</td></tr> <tr><td>平成18年3月策定</td></tr> <tr><td>平成22年3月変更</td></tr> <tr><td>平成23年2月策定</td></tr> <tr><td>平成26年4月変更</td></tr> <tr><td>平成28年3月策定</td></tr> <tr><td>令和3年3月策定</td></tr> <tr><td>令和5年6月変更</td></tr> </table> <p data-bbox="259 635 730 695">農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針</p> <p data-bbox="389 724 600 785">令和5年6月 鹿児島県</p>	平成6年3月策定	平成12年3月策定	平成17年10月変更	平成18年3月策定	平成22年3月変更	平成23年2月策定	平成26年4月変更	平成28年3月策定	令和3年3月策定	令和5年6月変更	<table border="1" data-bbox="1417 280 1668 547"> <tr><td>平成6年3月策定</td></tr> <tr><td>平成12年3月策定</td></tr> <tr><td>平成17年10月変更</td></tr> <tr><td>平成18年3月策定</td></tr> <tr><td>平成22年3月変更</td></tr> <tr><td>平成23年2月策定</td></tr> <tr><td>平成26年4月変更</td></tr> <tr><td>平成28年3月策定</td></tr> <tr><td>令和3年3月策定</td></tr> </table> <p data-bbox="1167 635 1637 695">農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針</p> <p data-bbox="1299 724 1509 785">令和3年3月 鹿児島県</p>	平成6年3月策定	平成12年3月策定	平成17年10月変更	平成18年3月策定	平成22年3月変更	平成23年2月策定	平成26年4月変更	平成28年3月策定	令和3年3月策定	
平成6年3月策定																					
平成12年3月策定																					
平成17年10月変更																					
平成18年3月策定																					
平成22年3月変更																					
平成23年2月策定																					
平成26年4月変更																					
平成28年3月策定																					
令和3年3月策定																					
令和5年6月変更																					
平成6年3月策定																					
平成12年3月策定																					
平成17年10月変更																					
平成18年3月策定																					
平成22年3月変更																					
平成23年2月策定																					
平成26年4月変更																					
平成28年3月策定																					
令和3年3月策定																					
<p data-bbox="407 815 586 842">目次</p> <p data-bbox="47 871 931 1107">第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1 本県農業の位置付けと農業構造 2 本県農業の展開方向 3 本県における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 4 具体的施策の方向 (1)効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向 (2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 (3)地域の実情に即した営農組織等の育成の方向</p> <p data-bbox="47 1136 943 1401">第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 1 営農類型ごとの経営規模、生産方式(個人経営体) (1)畜産 (2)野菜 (3)果樹 (4)花き (5)工芸作物 (6)普通作物 2 営農類型ごとの経営規模、生産方式(団体経営体) (1)畜産 (2)野菜 (3)普通作物 3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事者の態様の指標 (1)経営管理の方法 (2)農業従事の態様</p>	<p data-bbox="1312 815 1491 842">目次</p> <p data-bbox="954 871 1839 1107">第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1 本県農業の位置付けと農業構造 2 本県農業の展開方向 3 本県における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 4 具体的施策の方向 (1)効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向 (2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 (3)地域の実情に即した営農組織等の育成の方向</p> <p data-bbox="954 1136 1850 1401">第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 1 営農類型ごとの経営規模、生産方式(個別経営体) (1)畜産 (2)野菜 (3)果樹 (4)花き (5)工芸作物 (6)普通作物 2 営農類型ごとの経営規模、生産方式(組織経営体) (1)畜産 (2)野菜 (3)普通作物 3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事者の態様の指標 (1)経営管理の方法 (2)農業従事の態様</p>	<p data-bbox="1863 1166 2190 1254">改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (基本要綱別紙1)</p>																			

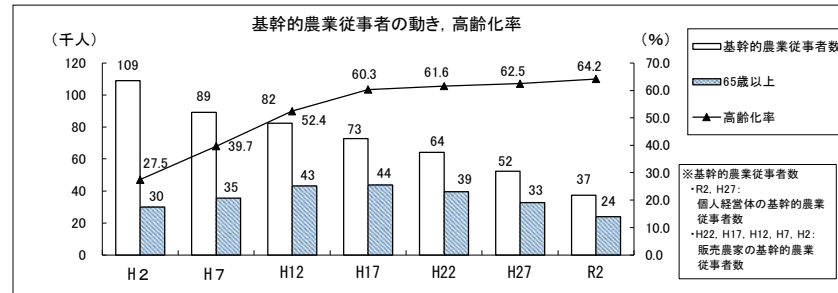
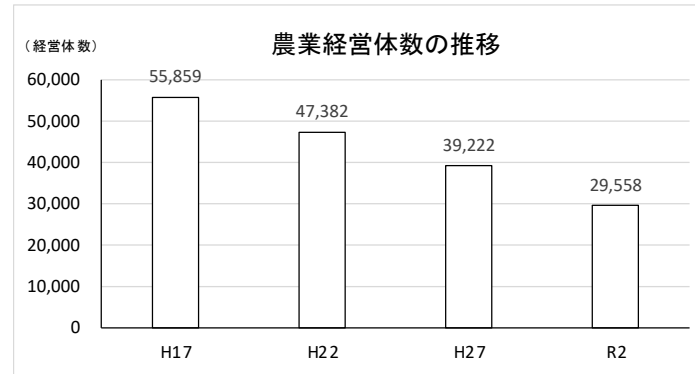
変更後	変更前	変更の内容
<p>第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <p>1 営農類型ごとの経営規模、生産方式 (1)畜産 (2)野菜 (3)果樹 (4)花き (5)工芸作物 (6)普通作物</p> <p>2 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の様態の指標 (1)経営管理の方法 (2)農業従事の様態</p> <p>第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</p> <p>1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針 3 県が主体的に行う取組 4 関係機関との連携・役割分担の考え方 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</p> <p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</p> <p>第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</p> <p>第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項</p>	<p>第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <p>1 営農類型ごとの経営規模、生産方式 (1)畜産 (2)野菜 (3)果樹 (4)花き (5)工芸作物 (6)普通作物</p> <p>2 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の様態の指標 (1)経営管理の方法 (2)農業従事の様態</p> <p>(新規)</p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項</p> <p>第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項</p>	<p>改正基盤法施行に伴う項目の追加</p> <p>改正基盤法施行に伴う追加</p> <p>改正基盤法施行に伴う修正</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>1 本県農業の位置付けと農業構造</p> <p>(1) 位置付け 本県の農業は、温暖な気候、広大な畑地、優れた畜産資源、地理的に今後発展が期待できるアジアに近いことなど、他の地域に比べ有利な条件を数多く備えており、我が国の食料供給基地として、農畜産物の生産振興や付加価値向上等に取り組んでおり、食品産業や観光業の基盤として本県経済を支える基幹産業である。 また、農業・農村は単に食料の供給のみならず、自然環境の保全や良好な景観形成等の多面的機能を有している。</p> <p>(2) 農業構造 本県の農業構造は、農業経営体数が減少しているとともに、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は5年前（H27）の62.5%から64.2%（R2）に増加し、高齢化が進んでいる状況にある。 一方で、各種施策の推進により、新規就農者は毎年200人以上を確保しており、認定農業者は8,000経営体程度で推移するとともに、認定農業者のうち農業法人は1,200経営体を超え着実に増加してきている。 また、耕地面積は、減少傾向にあり、中山間地などの条件不利地域等においては、今後高齢化による荒廃農地の増加が懸念される。</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針</p> <p>1 本県農業の位置付けと農業構造</p> <p>(1) 位置付け 本県の農業は、温暖な気候、広大な畑地、優れた畜産資源、地理的に今後発展が期待できるアジアに近いことなど、他の地域に比べ有利な条件を数多く備えており、我が国の食料供給基地として、農畜産物の生産振興や付加価値向上等に取り組んでおり、食品産業や観光業の基盤として本県経済を支える基幹産業である。 また、農業・農村は単に食料の供給のみならず、自然環境の保全や良好な景観形成等の多面的機能を有している。</p> <p>(2) 農業構造 本県の農業構造は、農業経営体数が減少しているとともに、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は5年前（H27）の62.5%から64.2%（R2）に増加し、高齢化が進んでいる状況にある。 一方で、各種施策の推進により、<u>新規就農者は平成13年度以降毎年250人以上を維持しており</u>、認定農業者は8,000経営体程度で推移するとともに、認定農業者のうち農業法人は1,200経営体を超え着実に増加してきている。 また、耕地面積は、減少傾向にあり、中山間地などの条件不利地域等においては、今後高齢化による荒廃農地の増加が懸念される。</p>	<p>改正基盤法に合わせ修正</p> <p>近年の新規就農者数等の調査結果を踏まえ修正</p>

変更後



変更前



変更の内容

変更後	変更前	変更の内容
<p>2 本県農業の展開方向</p> <p>本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が本県農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するとともに、活力ある農村社会の実現に努める必要がある。</p> <p>このため、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「かごしま未来創造ビジョン」に基づき、国・県等の各種制度・施策を活用しながら、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）^(注1)を中心に法人化を含めたきめ細かな経営改善支援活動を実施するとともに、新規就農者の受入れ・支援に必要な情報の共有化など支援体制の整備や女性農業者の農業経営等への参画を促進する。</p> <p>また、地域計画の策定や実現に向けた地域における話し合い活動による合意形成を基本に、集落を単位に意欲ある高齢農業者や兼業農家を含めた集落営農の組織化・法人化の支援を推進する。</p> <p>農地の区画整理や畑地かんがい施設の整備等の基盤整備を進めながら、地域の実情に即した農地、農業用機械・施設、労働力の効率的活用を図り、担い手への農用地の利用集積等に努める。</p> <p>さらに、農業開発総合センターにおける新たな農業技術の開発や、実践教育による人材育成及び農業者の高度で多様なニーズに対応した普及指導活動を展開するとともに、防災・保全施設の整備、担い手の育成を推進するための農業制度金融の充実及び各種農業団体の機能強化等を進めるなど、農業の発展を支える体制を整備する。</p> <p>（注1）「担い手（効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営）」とは、次の3に示す認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者を指す。</p>	<p>2 本県農業の展開方向</p> <p>本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が本県農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するとともに、活力ある農村社会の実現に努める必要がある。</p> <p>このため、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」に基づき、国・県等の各種制度・施策を活用しながら、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）^(注1)を中心に法人化を含めたきめ細かな経営改善支援活動を実施するとともに、新規就農者の受入れ・支援に必要な情報の共有化など支援体制の整備や女性農業者の農業経営等への参画を促進する。</p> <p>また、人・農地プランの実質化や実現に向けた地域における話し合い活動による合意形成を基本に、集落を単位に意欲ある高齢農業者や兼業農家を含めた集落営農の組織化・法人化の支援を推進する。</p> <p>農地の区画整理や畑地かんがい施設の整備等の基盤整備を進めながら、地域の実情に即した農地、農業用機械・施設、労働力の効率的活用を図り、担い手への農用地の利用集積等に努める。</p> <p>さらに、農業開発総合センターにおける新たな農業技術の開発や、実践教育による人材育成及び農業者の高度で多様なニーズに対応した普及指導活動を展開するとともに、防災・保全施設の整備、担い手の育成を推進するための農業制度金融の充実及び各種農業団体の機能強化等を進めるなど、農業の発展を支える体制を整備する。</p> <p>（注1）担い手（効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営）とは、次の3に示す認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者を指す。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>改正基盤法において人・農地プランが地域計画として法定化されるため</p> <p>語句の修正</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>3 本県における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者及び法第23条第4項に規定する特定農業法人。）、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。）、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」^(注2)に同じ。）に加え、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者に対する農用地の利用集積等や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるものとする。</p> <p>(注2)「集落営農経営」は、集落営農組織（経営所得安定対策等実施要綱のIVの第1に規定する集落営農をいう。）及び特定農業団体（法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）</p>	<p>3 本県における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者及び法第23条第4項に規定する特定農業法人。）、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。）、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」^(注2)に同じ。）に加え、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者に対する農用地の利用集積等や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるものとする。</p> <p>(注2)集落営農経営は、集落営農組織（経営所得安定対策等実施要綱のIVの第1に規定する集落営農をいう。）及び特定農業団体（法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）</p>	

変更後	変更前	変更の内容
<p>4 具体的施策の方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向</p> <p>地域において優良な経営を確立している事例を踏まえながら、農業経営において地域のお他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域のお他産業従事者と比較してそんな色のない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりで430万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定新規就農者や新規就農者、農業への参入を希望する企業など意欲を持って農業経営を営み又は営もうとする者（個人又は法人）に対して、<u>経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）を活用した経営改善を推進するとともに、家族経営協定の締結や経営改善計画の共同申請等による配偶者・後継者の経営参画を促進する。</u></p> <p>特に、有効期間の終期を迎える認定農業者が、<u>自らの経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で、新たに経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図れるよう、新たな経営改善計画の作成を促進する。</u></p> <p>さらに、<u>青年等就農計画の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営改善に取り組むことが重要であることから、認定農業者への円滑な移行を推進する。</u></p> <p>また、<u>経営改善計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等を活用するとともに、生産性の向上を図るため、機械化による労力の軽減、新しい技術の導入、農地の区画整理や畑地かんがい施設の整備など基盤整備等を進めながら認定農業者に対する農用地の集積・集約化を推進する。</u></p>	<p>4 具体的施策の方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向</p> <p>地域において優良な経営を確立している事例を踏まえながら、農業経営において地域のお他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域のお他産業従事者と比較してそんな色のない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりで430万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定新規就農者や新規就農者、農業への参入を希望する企業、<u>中心経営体（人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体をいう。）</u>など意欲を持って農業経営を営み又は営もうとする者（個人又は法人）に対して、<u>農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）を活用した経営改善を推進するとともに、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請等による女性・後継者の経営参画を促進する。</u></p> <p>特に、有効期間の終期を迎える認定農業者の<u>農業経営改善計画のフォローアップと新たな農業経営改善計画の作成を促進する。</u></p> <p>また、<u>農業経営改善計画の達成に向けて、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業等による農地集積・集約化を進めるとともに、経営の発展段階に応じた支援を行う。</u></p> <p>さらに、<u>生産性の向上を図るため、機械化による労力の軽減や新しい技術の導入を図りながら、農地の区画整理や畑地かんがい施設の整備等の基盤整備を進め、これらを契機として、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農用地の集団化に努める。</u></p>	<p>人・農地プランは地域計画として法定化されるが、<u>中心経営体は法定化されないため削除</u></p> <p>女性に限定されないため</p> <p>基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 （基本要綱第6の7）</p> <p>認定新規就農者から認定農業者への移行を更に推進するため</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 （基本要綱第6の10）</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 農業就業人口の減少に対応し、本県農業が持続的に発展していくためには、年間300人以上の新規就農者の確保と併せ、新規就業者の確保に努めることが必要である。 このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得）が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改善を推進する。 特に、青年等就農計画の達成に向けて、指導農業士等とも連携して支援を行うとともに、有効期間の終期を迎える認定新規就農者の認定農業者への円滑な移行を推進する。</p> <p>また、<u>青年等就農計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等の活用により、認定新規就農者に対する農用地の集積・集約化を推進する。</u></p> <p>併せて、新規就農・就業者の確保・育成を進めるため、県内外での就農・就業相談活動等を推進するとともに、農業高等学校、県立農業大学校などでの教育・研修の充実強化を図る。</p>	<p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 農業就業人口の減少に対応し、本県農業が持続的に発展していくためには、年間300人以上の新規就農者の確保と併せ、新規就業者の確保に努めることが必要である。 このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得）が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改善を推進する。 また、青年等就農計画の達成に向けて、指導農業士等とも連携して支援を行うとともに、有効期間の終期を迎える認定新規就農者の認定農業者への円滑な移行を推進する。</p> <p>併せて、新規就農・就業者の確保・育成を進めるため、県内外での就農・就業相談活動等を推進するとともに、農業高等学校、県立農業大学校などでの教育・研修の充実強化を図る。</p>	<p>語句の変更</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 （基本要綱第7の11）</p>
<p>(3) 地域の实情に即した営農組織等の育成の方向 地域農業の持続的な発展を図るために、小規模な農業者を含め地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織や農作業受託組織等については、効率的な受委託の仕組みの構築や、集落営農への発展を促進する。 さらに、経営所得安定対策の対象品目に着目した集落営農の組織化も促進する。 また、<u>市町村又は農業協同組合等が参画した第3セクター及び農業支援サービス事業者等（市町村農業公社や農業管理センター等）の農作業受託組織については、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えするなどの観点から、その育成を図る。</u></p>	<p>(3) 地域の实情に即した営農組織等の育成の方向 地域農業の持続的な発展を図るために、小規模な農業者を含め地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織や農作業受託組織等については、効率的な受委託の仕組みの構築や、集落営農への発展を促進する。 さらに、経営所得安定対策の対象品目に着目した集落営農の組織化も促進する。 また、市町村又は農業協同組合等が参画した第3セクター及びサービス事業体等（市町村農業公社や農業管理センター等）の農作業受託組織については、<u>農作業の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして位置付け、その育成を図る。</u></p>	<p>改正基盤法や基本要綱の内容を踏まえ変更 （法第26条の2、第27条、基本要綱第13）</p>

変更後		変更前		変更の内容												
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 本基本方針第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に県内で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。		第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に県内で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。														
1 営農類型ごとの経営規模、生産方式（個人経営体） (1) 畜産		1 営農類型ごとの経営規模、生産方式（個別経営体） (1) 畜産		改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更（基本要綱別紙1）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th> <th>経営規模</th> <th colspan="2">生産方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酪農専門</td> <td> <作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡ </td> <td> (主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、サイロ、パーラー施設 (その他) ・フリーストール、パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg) </td> </tr> </tbody> </table>	営農類型	経営規模	生産方式		酪農専門	<作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡	(主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、サイロ、パーラー施設 (その他) ・フリーストール、パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th> <th>経営規模</th> <th colspan="2">生産方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酪農専門</td> <td> <作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡ </td> <td> (主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、サイロ、パーラー施設 (その他) ・フリーストール、パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg) </td> </tr> </tbody> </table>	営農類型	経営規模	生産方式		酪農専門	<作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡	(主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、サイロ、パーラー施設 (その他) ・フリーストール、パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg)	
営農類型	経営規模	生産方式														
酪農専門	<作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡	(主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、サイロ、パーラー施設 (その他) ・フリーストール、パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg)														
営農類型	経営規模	生産方式														
酪農専門	<作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡	(主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、サイロ、パーラー施設 (その他) ・フリーストール、パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg)														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ブロイラー専門</td> <td> <作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間560,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡ </td> <td> (主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、堆肥舎 (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理 </td> </tr> </tbody> </table>	ブロイラー専門	<作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間560,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡	(主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、堆肥舎 (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>ブロイラー専門</td> <td> <作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間500,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡ </td> <td> (主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、堆肥舎 (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理 </td> </tr> </tbody> </table>	ブロイラー専門	<作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間500,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡	(主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、堆肥舎 (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理	内容の修正								
ブロイラー専門	<作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間560,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡	(主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、堆肥舎 (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理														
ブロイラー専門	<作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間500,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡	(主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、堆肥舎 (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>採卵鶏専門</td> <td> <作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡ </td> <td> (主な資本装備) 鶏舎、貯卵庫、堆肥舎 (その他) ・ケージ飼育（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育（19か月飼育） ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理 </td> </tr> </tbody> </table>	採卵鶏専門	<作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡	(主な資本装備) 鶏舎、貯卵庫、堆肥舎 (その他) ・ケージ飼育（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育（19か月飼育） ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>採卵鶏専門</td> <td> <作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡ </td> <td> (主な資本装備) 鶏舎、貯卵庫、堆肥舎 (その他) ・ケージ飼育（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育（19か月飼育） ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理 </td> </tr> </tbody> </table>	採卵鶏専門	<作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡	(主な資本装備) 鶏舎、貯卵庫、堆肥舎 (その他) ・ケージ飼育（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育（19か月飼育） ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理									
採卵鶏専門	<作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡	(主な資本装備) 鶏舎、貯卵庫、堆肥舎 (その他) ・ケージ飼育（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育（19か月飼育） ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理														
採卵鶏専門	<作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡	(主な資本装備) 鶏舎、貯卵庫、堆肥舎 (その他) ・ケージ飼育（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育（19か月飼育） ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理														
(省略)		(省略)														
2 営農類型ごとの経営規模、生産方式（団体経営体） (1) 畜産		2 営農類型ごとの経営規模、生産方式（組織経営体） (1) 畜産		改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更（基本要綱別紙1）												
(省略)		(省略)														

変更後			変更前			変更の内容
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 本基本方針第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。			第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標 第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。			
1 営農類型ごとの経営規模、生産方式 (1) 畜産			1 営農類型ごとの経営規模、生産方式 (1) 畜産			
営農類型	経営規模	生産方式	営農類型	経営規模	生産方式	
酪農専門	<作目と作付面積> 常時経産牛 20頭 育成牛 10頭 <経営面積> 飼料畑 3.4ha 施設用地面積 1,106㎡	(主な資本装備) 畜舎, 堆肥舎, 尿処理槽, 農機具庫, 飼料倉庫, サイロ (その他) つなぎ飼い方式, トウモロコシ2期作とトウモロコシ+イタリアンライグラスを組み合わせた栽培体系, 固液分離処理し, 固体は堆肥化 飼料作物用機械一式, 自動搾乳ユニット搬送装置 ・飼料作物用機械装備は共同利用 ・平均分娩間隔 13ヶ月 ・経産牛1頭あたり乳量 9,000kg	酪農専門	<作目と作付面積> 常時経産牛 20頭 育成牛 10頭 <経営面積> 飼料畑 3.4ha 施設用地面積 1,106㎡	(主な資本装備) 畜舎, 堆肥舎, 尿処理槽, 農機具庫, 飼料倉庫, サイロ (その他) つなぎ飼い方式, トウモロコシ2期作とトウモロコシ+イタリアンライグラスを組み合わせた栽培体系, 固液分離処理し, 固体は堆肥化 飼料作物用機械一式, 自動搾乳ユニット搬送装置 ・飼料作物用機械装備は共同利用 ・平均分娩間隔 13ヶ月 ・経産牛1頭あたり乳量 9,000kg	
ブロイラー専門	<作目と作付面積> 1回入すう 40,000羽 年間回転数 5.0回 年間200,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 1,800㎡	(主な資本装備) 鶏舎, 管理舎兼倉庫 (その他) 雌雄混合飼育, 出荷日齢 49日齢, 出荷体重 2.9kg, 出荷育成率 96%, 飼育密度 58羽/3.3㎡, オールインオールアウト方式, 鶏ふん処理の外部委託	ブロイラー専門	<作目と作付面積> 1回入すう 30,000羽 年間回転数 5.0回 年間150,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 1,800㎡	(主な資本装備) 鶏舎, 管理舎兼倉庫 (その他) 雌雄混合飼育, 出荷日齢 49日齢, 出荷体重 2.9kg, 出荷育成率 96%, 飼育密度 58羽/3.3㎡, オールインオールアウト方式, 鶏ふん処理の外部委託	○内容の修正
採卵鶏専門	<作目と作付面積> 採卵鶏 25,000羽 <経営面積> 施設用地面積 3,000㎡	(主な資本装備) 鶏舎, 貯卵庫, 堆肥舎 (その他) ケージ飼育(ケージ10羽飼い, 9段), ヒナ導入日齢 112日齢, 450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育(19ヶ月飼育), 飼育密度 28羽/3.3㎡, 鶏ふんは堆肥舎で処理	採卵鶏専門	<作目と作付面積> 採卵鶏 25,000羽 <経営面積> 施設用地面積 3,000㎡	(主な資本装備) 鶏舎, 貯卵庫, 堆肥舎 (その他) ケージ飼育(ケージ10羽飼い, 9段), ヒナ導入日齢 112日齢, 450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育(19ヶ月飼育), 飼育密度 28羽/3.3㎡, 鶏ふんは堆肥舎で処理	
(省略)			(省略)			

変更後	変更前	変更の内容
<p>第4 農業を担う者^(注3)の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項</p> <p>1 農業を担う者の確保及び育成の考え方</p> <p>本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。</p> <p>このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や個人・団体など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。</p> <p>また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応や情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。</p> <p>さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。</p> <p>また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。</p> <p>このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えするなどの観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。</p> <p>(注3)「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産に直接関わっている者が幅広く該当する。</p>	(新規)	<p>改正基盤法施行に伴う項目の追加</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (基本要綱別紙1第3)</p> <p>改正基盤法基本要綱の第5</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針</p> <p>法第11条の11の規定に基づき、本県では県経営技術課及び公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（以下「県農業・農村振興協会」という。）を、かごしま農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付け、農業経営に関する助言・指導、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下「就農等希望者」という。）の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行うこととする。</p> <p>農業経営・就農支援センターは、以下の業務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動 ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動 ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣 ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整 <p>農業経営・就農支援センターは、県地域振興局・支庁農政普及課等、県立農業大学校、一般社団法人鹿児島県農業会議（以下「県農業会議」という。）、公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「地域振興公社」という。）、鹿児島県指導農業士会（以下「県指導農業士会」という。）、鹿児島県農業協同組合中央会（以下「県農業協同組合中央会」という。）、株式会社日本政策金融公庫と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。</p> <p>農業経営・就農支援センターの相談窓口については、経営関係のサポートに関しては県経営技術課、就農関係のサポートに関しては県農業・農村振興協会に設置することとし、両者及び関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。</p>	<p>(新規)</p>	<p>改正基盤法施行に伴う項目の追加</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (基本要綱別紙1第3)</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>3 県が主体的に行う取組</p> <p>県は、農業を担う者を幅広く確保するため、県農業会議や県農業・農村振興協会など関係機関と連携して、本県の農業の魅力、市町村ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。</p> <p>県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。</p> <p>また、県立農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即して必要なサポートを行う。</p> <p>県は、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、農業経営・就農支援センターの活用を促すとともに、関係機関と連携し、経営改善計画の作成や経営発展に応じた支援を行う。</p>	<p>(新規)</p>	<p>改正基盤法施行に伴う項目の追加</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (基本要綱別紙1第3)</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>4 関係機関との連携・役割分担の考え方</p> <p>県段階においては、農業を担う者の確保・育成を図るため、地域振興公社、県農業会議、県農業・農村振興協会、県農業協同組合中央会、融資機関等と連携した支援体制を構築し、地域段階においては、県地域振興局・支庁農政普及課、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等が連携した支援体制の整備を推進する。また、県指導農業士会、鹿児島県農業法人協会、地域振興公社、商工系団体、集落等とも連携を図り、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供や、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供等を推進する。</p> <p>なお、主な関係機関の役割は次のとおりとする。</p> <p>市町村は、就農等希望者の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。</p> <p>農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。</p> <p>県農業会議、県農業・農村振興協会は、農業法人等からの求人情報の収集と提供、経営発展に向けた取組内容の紹介を行う。</p> <p>県農業会議、地域振興公社、市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。</p> <p>地域計画の作成区域の構成集落等は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティづくりを行う。</p> <p>市町村及び市町村農業委員会は、地域の農業支援サービス事業者の提供サービスの内容（料金、対応区域等）に関する情報の収集及び農業支援サービス事業者による農作業の受委託の促進に努める。</p>	<p>(新規)</p>	<p>改正基盤法施行に伴う項目の追加</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (別紙1第3)</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</p> <p>市町村は、区域内の関係機関・団体と連携し、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、農業経営・就農支援センターに情報提供する。</p> <p>農業経営・就農支援センターは、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活のイメージ等に関する情報について、ホームページや就農・就業相談会等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供する。</p> <p>農業経営・就農支援センターは、就農等希望者、就農を受け入れる農業法人等、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村の担当者等に紹介する。</p> <p>農業経営・就農支援センター及び県地域振興局・支庁農政普及課等は、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。</p> <p>市町村は関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するとともに、就農等希望者とのマッチングを進める。</p> <p>なお、就農等希望者がいない場合は、農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、農業経営・就農支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。</p>	<p>(新規)</p>	<p>改正基盤法施行に伴う項目の追加</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (別紙1第3)</p>

変更後	変更前	変更の内容												
<p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標<u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u></p> <p>本基本方針第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積^(注4)シェアの目標を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="69 598 907 869"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全域</td> <td>令和12年度 90%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、県内において作成される地域計画の実現に向けて、<u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市町村、市町村農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。</u></p> <p><u>特に、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め農業を担う者への農地利用の促進を図る。</u></p> <p>(注4)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。</p>	地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考	県全域	令和12年度 90%		<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標を次のとおりとするとともに、<u>人・農地プランの実質化の取組などと連携した農地中間管理事業の推進などにより、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）の割合が高まるよう努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="978 598 1816 869"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積^(注3)シェアの目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全域</td> <td>令和12年度 90%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注3)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。</p>	地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積 ^(注3) シェアの目標	備考	県全域	令和12年度 90%		<p>改正基盤法施行に伴う追加</p> <p>改正基盤法施行に伴う追加</p> <p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更（別紙1第4）</p>
地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考												
県全域	令和12年度 90%													
地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積 ^(注3) シェアの目標	備考												
県全域	令和12年度 90%													

変更後	変更前	変更の内容
<p>第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地利用に占める面積のシェア目標を達成するとともに、農業を担う者の確保・育成を図り、農用地の利用の効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにするため、農地中間管理事業と農業経営基盤強化促進事業(地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農作業受委託促進事業)を一体的に推進する。</p> <p>このため、県は、<u>県農業会議、県農業協同組合中央会、地域振興公社、鹿児島県土地改良事業団体連合会、県農業・農村振興協会等と推進体制を整備する。</u></p> <p>また、これらの関係機関等は、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携して農業経営基盤強化促進事業に取り組めるよう、(経営改善計画の達成のための研修の実施、青年等就農計画の達成のための援助、地域計画の策定に対する支援、地域計画実現による農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等^(注5)など)必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(注5)「利用権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託。</p>	<p>第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項</p> <p>1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標を達成するために、県は、<u>一般社団法人鹿児島県農業会議、鹿児島県農業協同組合中央会、公益財団法人鹿児島県地域振興公社(以下「地域振興公社」という。)、鹿児島県土地改良事業団体連合会等で構成される鹿児島県担い手・地域営農対策協議会(以下「県協議会」という。)</u>の下で関係機関・団体と連携しながら、<u>農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農作業受委託促進事業を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための施策を推進するとともに、市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体が連携して、農用地利用調整等の活動を積極的に取り組むよう推進体制の強化を図る。</u></p>	<p>基盤法に併せて修正</p> <p>改正基盤法において利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画推進事業が新設されたことに伴う修正</p> <p>県農業・農村振興協会の追加</p> <p>改正基盤法第4条3により追加</p>

変更後	変更前	変更の内容
(削除)	<p>また、これらの事業が効率的かつ安定的な農業経営の育成のために効果的に実施されるよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者や認定新規就農者等に対する農用地の利用集積等やその他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中するとともに、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）及び青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）の普及・啓発を図る。</p> <p>なお、青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要であることから、農業経営改善計画の作成を促進する。</p> <p>また、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていけるよう、当該計画のフォローアップと新たな農業経営改善計画の作成を促進する。</p>	認定農業者等の記載は第1の4の(1)(2)で記載があるため削除
<p>(1) 地域計画推進事業については、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を行うなど、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。</p>	<p>(1) 利用権設定等促進事業については、県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、農作業受託や特定作業受託^(注4)も含め農用地の利用集積等を推進する。</p> <p>また、農地の集団化や集約化による労働時間や生産コストの低減を図るため、農業者等関係者による協議の場の設置や人・農地プランの話し合いなどの取組を通じて集落段階での土地利用調整機能を強化し、ほ場整備地区における事前換地方式や換地を契機とした利用権の設定等の推進により地域の担い手への農用地の利用集積等を促進する。</p> <p>なお、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定等を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を優先して活用することを促す。</p> <p>加えて、農地所有適格法人に利用権の設定等を行うために農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の健全な経営の育成に資するよう適正な運用を推進する。</p> <p>(注4) 特定作業受託とは、基幹三作業の全てを受託して自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。</p>	改正基盤法において利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画推進事業が新設されたことに伴う修正（基本要綱第11）

変更後	変更前	変更の内容
<p>(2) 農用地利用改善事業については、<u>地域計画策定・変更のための集落や地域における話し合い活動による合意形成をもとに、担い手への農用地の利用集積等を進めるため、農用地利用改善団体の活動を促進する。</u> また、将来的に地域内農用地の受け手となり得る集落営農や農作業受託組織、個別経営については、特定農業法人として農用地の利用集積等が行えるよう法人化への誘導を図る。</p>	<p>(2) 農用地利用改善事業については、集落や地域における話し合い活動による合意形成をもとに、担い手への農用地の利用集積等を進めるため、農用地利用改善団体の活動を促進する。 また、将来的に地域内農用地の受け手となり得る集落営農や農作業受託組織、個別経営については、特定農業法人として農用地の利用集積等が行えるよう法人化への誘導を図る。</p>	<p>農用地については地域計画の策定・変更し、その実現を目指すことになるため</p>
<p>(3) 農作業受委託促進事業については、<u>地域計画における農業を担う者に農作業受託組織が位置付けられていることから、集落や地域における話し合い活動の促進、農作業受託組織の育成、受託作業に必要な農業用機械・施設の整備等を推進する。</u> また、市町村農業公社、農業管理センターの設立・体制整備と併せて、<u>マネージメント機能の強化、広域的な受託組織の育成、受託作業に必要な農業用機械・施設の整備、ヘルパー組織の育成等を推進する。</u> なお、<u>地域に担い手がいない又は不足しており農地の受け手が見つからない場合、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、市町村又は農業協同組合等が参画した第3セクター及び農業支援サービス事業者等（市町村農業公社や農業管理センター等）が、委託を受けて農作業を行うことを推進する。</u></p>	<p>(3) 農作業受委託促進事業については、集落や地域における話し合い活動の促進、農作業受託組織の育成、受託作業に必要な農業用機械・施設の整備等を推進する。 また、市町村農業公社、農業管理センターの設立・体制整備と併せて、マネージメント機能の強化、広域的な受託組織の育成、受託作業に必要な農業用機械・施設の整備、ヘルパー組織の育成等を推進する。</p>	<p>改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ修正 (基本要綱第5) 語句の修正 改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更 (基本要綱第13)</p>
<p>(4) 農地中間管理事業、農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的・効果的な実施を図る。</p>	<p>4) 農地中間管理事業、農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的・効果的な実施を図る。</p>	

変更後	変更前	変更の内容
(削除)	<p>2 青年等の就農促進の推進方策 <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、以下の取組を推進する。</u></p> <p>(1) <u>法第14条の11に定める青年農業者等育成センターは、公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（以下「農業・農村振興協会」という。）とし、青年等の就農促進に係る効率的な支援を行うため、関係機関・団体との密接な連携を図る。</u></p> <p>(2) <u>幅広く就農希望者を募集するために、農業・農村振興協会に就農アドバイザーを配置し、県内外の就農相談所等と連携を強化し、円滑な相談活動により青年等の確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>農業高校生が取り組むプロジェクト活動等への指導を行うなど連携強化に努めるとともに、就農意欲向上の一環として、農業大学校への体験入学や農業青年クラブ員等との交流を促進する。</u></p> <p>(4) <u>農業天学校は、本県農業の将来を担う優れた農業者及び指導者等の養成機関として、農業に関する高い識見と社会性を備えた人材育成を目指し、教育内容の充実強化を図る。</u> <u>また、先進農家等での研修や農業法人等でのインターンシップ、海外研修等の実施により、資質の高い青年等の育成を行う。</u></p> <p>(5) <u>青年等が安定した農業経営を確立するため、認定新規就農者への誘導を図るとともに、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金を積極的に活用するよう推進する。また、指導農業者や関係機関・団体等と連携し、栽培・飼養管理技術、経営管理能力、農村生活に関する指導を実施する。</u> <u>市町村に対しては、青年等が円滑に就農できるよう、農用地や住宅の確保、受入体制の整備を支援するとともに、青年等が安定的に経営を発展できるよう、就農後の継続的な指導や認定農業者への誘導等を支援する。</u></p>	<p>他の項目に記載すべき事項であるため削除。</p> <p>農業経営・就農支援センターと関係機関・団体の連携は、第4の2に記載があるため削除</p> <p>経営サポートのコーディネーターの表現がないことから、表現を合わせ就農アドバイザーの文言は削除。</p> <p>第1の4(2)に記載すべき事項であるため、同項目にまとめ、表現を見直し。</p> <p>第4の4に市町村の役割について記載があるため削除</p>

変更後	変更前	変更の内容
<p>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された地域振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、<u>法第7条</u>に規定する事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地等を買入れて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業 3 <u>法第12条第1項</u>の認定に係る<u>経営改善計画</u>に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。 4 1に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業 	<p>第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された地域振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、<u>農業経営基盤強化促進法第7条</u>に規定する事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地等を買入れて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業 3 <u>農業経営基盤強化促進法第12条第1項</u>の認定に係る<u>農業経営改善計画</u>に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。 4 1に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業 	<p>記入方法の変更</p>